



平成25年度労働者派遣事業等の指導監督状況

～派遣元・派遣先の法違反は4割を超え、 職業紹介事業は5割を超える～ ～5社に対して行政処分～

愛知労働局(局長 新宅 友穂)は、平成25年度における労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る状況を取りまとめた。

概要

法違反(是正指導)のうち、派遣元は「就業条件等の明示」、派遣先は「派遣先管理台帳」、職業紹介事業は「取扱職種範囲等の明示」に関する事項が最多。

1 指導監督状況

指導監督事業所数	771事業所	(前年度比)	△12.4%
・ 労働者派遣事業	548事業所	(前年度比)	△16.5%
・ 請負・委託関係	70事業所	(前年度比)	△11.4%
・ 職業紹介事業	153事業所	(前年度比)	5.5%
是正指導事業所数	236事業所	(前年度比)	△21.1%
・ 労働者派遣事業	169事業所	(前年度比)	△28.4%
・ 請負・委託関係	19事業所	(前年度比)	△56.8%
・ 職業紹介事業	48事業所	(前年度比)	152.6%
是正指導率	44.4%	(前年度差)	△3.5p
・ 労働者派遣事業	45.2%	(前年度差)	△3.7p
・ 請負・委託関係	27.1%	(前年度差)	△28.6p
・ 職業紹介事業	54.5%	(前年度差)	24.4p

2 行政処分の実施状況

労働者派遣事業停止命令及び改善命令	2社
労働者派遣事業改善命令	3社

3 主な是正指導事項

- ・ 派遣元 就業条件等の明示、派遣先への通知、派遣契約の不備
- ・ 派遣先 派遣先管理台帳、派遣契約の不備、抵触日通知等の不備
- ・ 職業紹介 取扱職種範囲等の明示、帳簿備付、労働条件の明示等不備

4 集団指導

・ 労働者派遣事業、請負関係	39回	3,538名受講
・ 職業紹介事業関係	28回	402名受講

1 指導監督状況

項目	25年度	24年度	前年度比(%)
①個別指導監督事業所数	771	880	△ 12.4
派遣事業関係	548	656	△ 16.5
うち派遣元	303	343	△ 11.7
うち不更新・廃止	174	173	0.6
うち派遣先	71	140	△ 49.3
請負・委託関係	70	79	△ 11.4
うち受託者	42	48	△ 12.5
うち発注者	28	31	△ 9.7
職業紹介事業関係	153	145	5.5
うち外国人技能実習生監理団体	36	4	800.0
うち不更新・廃止	65	82	△ 20.7
②是正指導を行った事業所数	236	299	△ 21.1
派遣事業関係	169	236	△ 28.4
うち派遣元	136	170	△ 20.0
うち派遣先	33	66	△ 50.0
請負・委託関係	19	44	△ 56.8
うち受託者	9	23	△ 60.9
うち発注者	10	21	△ 52.4
職業紹介事業関係	48	19	152.6
うち外国人技能実習生監理団体	27	3	800.0
③是正指導率(%)	44.4	47.8	△ 3.5
派遣事業関係	45.2	48.9	△ 3.7
うち派遣元	44.9	49.6	△ 4.7
うち派遣先	46.5	47.1	△ 0.7
請負・委託関係	27.1	55.7	△ 28.6
うち受託者	21.4	47.9	△ 26.5
うち発注者	35.7	67.7	△ 32.0
職業紹介事業関係	54.5	30.2	24.4
うち外国人技能実習生監理団体	75.0	75.0	0.0

※ 是正指導率は個別指導監督事業所数から不更新・廃止を除いた数のうち是正指導を行った割合である。

2 行政処分の実施状況

5社に対して行政処分を行った。

- ・ 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令 2社
- ・ 労働者派遣事業改善命令 3社

◎行政処分理由の概要 :詳しくは>>> http://aichi-roudoukyokujisite.mhlw.go.jp/news_topics/houdou/2013.html

<p>コンピュータのソフトウェア開発業務において労働者派遣を行ったが、その労働者は他の派遣元事業主から出向と称して労働者派遣を受けていたもので、職業安定法第44条で禁止される労働者供給事業、いわゆる「二重派遣」を行ったもの。</p>
<p>一般労働者派遣事業の許可基準(資産要件)を満たさず、一般労働者派遣事業を廃止し、特定労働者派遣事業の届出をしたが、特定労働者派遣事業では行うことのできない短期雇用労働者の労働者派遣を行ったもの。</p>
<p>物の製造業務において労働者派遣を行ったが、その労働者は他の無許可無届の者から受け入れていたもので、職業安定法第44条で禁止される労働者供給事業、いわゆる「二重派遣」を行ったもの。</p>

3 主な是正指導事項

(1) 労働者派遣事業

① 派遣元(上位5事項)

(割合は、個別指導303事業所に対するもの)

事項	件数	割合(%)	24年度	前年度差
就業条件等の明示	97	32.0	38.8	△ 6.8
派遣先への通知 ※1	95	31.4	19.2	12.1
派遣契約の定め	87	28.7	30.0	△ 1.3
派遣元管理台帳	84	27.7	28.9	△ 1.1
派遣料金額の明示 ※2	44	14.5	-	-

※1 派遣先への通知事項には「派遣労働者が無期雇用か否かの記載」が平成24年10月の改正で追加された。

※2 派遣料金額の明示は、平成24年10月の改正に係るものである。

② 派遣先(上位4事項)

(割合は、個別指導71事業所に対するもの)

事項	件数	割合(%)	24年度	前年度差
派遣先管理台帳	28	39.4	44.3	△ 4.8
派遣契約の定め	18	25.4	35.7	△ 10.4
派遣契約前抵触日通知	10	14.1	25.7	△ 11.6
派遣可能期間を超える派遣受入	10	14.1	25.7	△ 11.6

(2) 職業紹介事業 (上位3事項)

(割合は、個別指導88事業所に対するもの)

事項	件数	割合(%)	24年度	前年度差
取扱職種範囲等の明示	39	44.3	15.0	29.3
帳簿備付	28	31.8	13.6	18.2
労働条件等の明示	21	23.9	12.1	11.7

4 集団指導

内容	実施回数	受講者数
①労働者派遣事業・請負関係	39	3,538
ア 需給調整事業部各種講習会	29	508
・ 一般・特定労働者派遣事業許可届出講習会	(12)	(301)
・ 一般労働者派遣事業許可更新講習会	(12)	(141)
・ 派遣労働者等セミナー	(5)	(66)
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	3	2,775
ウ その他	7	255
②職業紹介事業関係	28	402
ア 需給調整事業部各種講習会	24	231
イ その他	4	171
計	67	3,940

5 主な是正指導事項の詳細

(1) 労働者派遣事業

①派遣元

◎ 就業条件等の明示（派遣労働者への派遣業務内容、派遣先名等を書面による明示）

- ・就業条件の明示を行っていないもの（書面による明示をしていないものを含む）
- ・時間外（休日）労働の明示の不備 ・抵触日の記載のないもの

◎ 派遣先への通知（派遣先への派遣労働者に関する通知）

- ・派遣先への通知がないもの ・社会保険、雇用保険の加入の記載の不備
- ・労働者の雇用契約期間が無期雇用か否かの別の記載のないもの

◎ 派遣契約の定め（派遣先との派遣就業に関する契約）

- ・派遣契約がないもの（書面作成のないものを含む）
- ・就業時間、休憩時間の不備 ・時間外（休日）労働の定めの不備
- ・派遣契約の解除の措置に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の不備

◎ 派遣元管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・派遣元管理台帳が作成されていないもの ・社会保険・雇用保険の加入の記載の不備
- ・派遣期間、派遣就業日の不備 ・時間外（休日）労働の記載の不備

②派遣先

◎ 派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・派遣先管理台帳が作成されていないもの
- ・派遣就業の場所等の記載不備 ・従事した業務の種類記載不備 ・派遣就業の通知の不備

◎ 派遣契約の定め（派遣元との派遣就業に関する契約）

- ・派遣契約がないもの（書面作成のないものを含む） ・時間外（休日）労働の定めの不備
- ・派遣契約の解除の措置に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の不備

(2) 職業紹介事業

◎ 取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

- ・取扱職種の範囲等の明示がないもの（書面交付がないものを含む）
- ・苦情の処理に関する事項の記載のないもの
- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱の記載のないもの

◎ 帳簿の備付（求人求職管理簿、手数料管理簿の作成・備付）

- ・求人求職管理簿の不備 ・取扱状況等記載不備

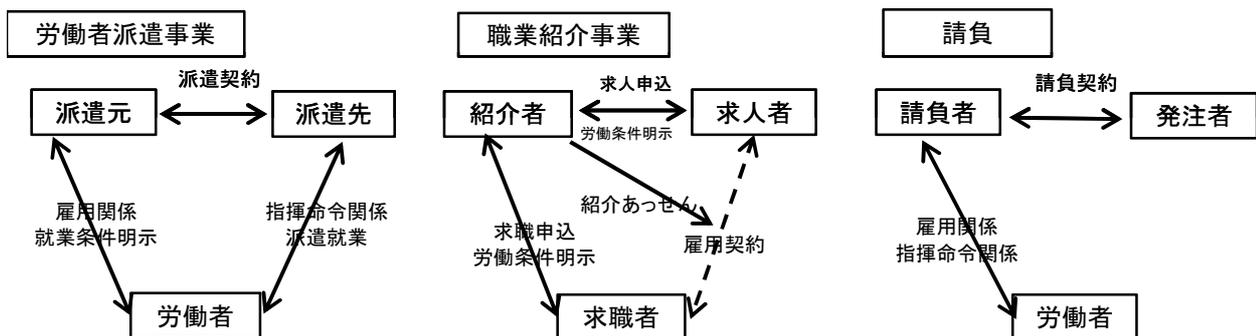
◎ 労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示をうけ、求職者へ明示）

- ・労働条件の明示がなされていないもの（書面交付がされていないものを含む）
- ・残業、休日出勤の記載の不備

6 指導監督例

- (1) 【派遣労働者からの相談】
 当初2カ月の労働契約で派遣就労したが、契約期間経過後も派遣先で就労。派遣先から直接雇用の話もあるが希望しないため、派遣元に相談するも担当者が交替し、就業条件等の明示もなく、抵触日、派遣期間もわからない。
 ⇒派遣元に就業条件等の明示を行うよう是正指導を行った。
- (2) 【職業紹介事業者の紹介で就職した求職者からの相談】
 募集チラシの求人に興味があり紹介事業者に電話したところ、勤務条件が合わず別の求人を勧められた。時給、就業時間は口頭で告げられ、面接することとなった。面接の直前に紹介事業者から求人者の会社案内及び労働条件明示書を渡されたが、明示書の時給は空欄で、交通費は全額支給とあった。最初の賃金支払明細では、交通費は定額となっており、就業時間も面接時の説明と異なる。
 ⇒紹介事業者に労働条件明示するよう是正指導を行った。賃金の支払いに関して求職者には労働基準監督署にも相談するよう教示した。
- (3) 【請負現場の労働者からの相談】
 自動車部品等製造A社の工場で一次下請B社、二次下請C社の雇用で就労。就労先のA社工場の組長から作業指示や残業、休日出勤の指示を受けているが、偽装請負ではないか。
 ⇒A社、B社、C社を調査したところ、A社の指示が直接労働者にあったことが確認され、偽装請負が判明し、労働者派遣事業及び労働者供給事業に該当、是正指導を行った。

(参考1 労働者派遣事業等の概念図)



(参考2 労働者派遣事業及び職業紹介事業所数、許可届出の推移)

	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	事業所数	製造	新規許可・届出	事業所数	製造	新規許可・届出	事業所数	製造	新規許可・届出
労働者派遣事業計	6,673	2,306	477	6,765	2,344	480	6,825	2,344	425
一般	1,513	669	42	1,439	645	47	1,398	637	60
特定	5,160	1,637	435	5,326	1,699	433	5,427	1,707	365
	事業所数	新規許可・届出		事業所数	新規許可・届出		事業所数	新規許可・届出	
職業紹介事業計	1,373	82		1,414	102		1,449	113	
有料	1,184	65		1,222	95		1,256	106	
無料	189	17		192	7		193	7	